

建築基準法第7条の6第1項第1号の仮使用の認定基準

(目的)

第1 この基準は、建築基準法第7条の6第1項第1号に規定する特定行政庁の仮使用の認定に関し、安全上、防火上及び避難上支障がないと認められる一般的な基準を定めるものである。

(用語)

第2 この基準における用語の定義は、建築基準法(以下「法」という。)及び建築基準法施行令(以下「令」という。)の例による。

(新築の仮使用部分における技術基準)

第3 本基準が適用される新築の建築物の部分は工事計画に応じて、工事に使用する火気、資材等の管理の方法、防火管理の体制等が適切に計画されていること。

2 仮使用部分とその他の部分とは、建築物の構造、用途又は工事内容に応じて、防火上有効に区画されていること。防火上有効な区画とは、建築物の種別ごとに、以下の基準による。また、用途、工事内容によっては、耐火構造とした壁、床での区画を要する。

- ① 耐火建築物にあつては、準耐火構造とした壁、床。
- ② 法第2条第9号の3イに規定される準耐火建築物にあつては、間柱及び下地を木材又は鉄材で造り、かつ、その両側に厚さ9.5ミリメートル以上のせっこうボードを張った壁及び防火構造の軒裏と同等の天井。
- ③ 令第109条の3第1号に規定される準耐火建築物にあつては、準耐火構造とした壁、床。
- ④ 令第109条の3第2号に規定される準耐火建築物にあつては、間柱及び下地を木材又は鉄材で造り、かつ、その両側に厚さ9.5ミリメートル以上のせっこうボードを張った壁及び不燃材料の天井。
- ⑤ その他の建築物にあつては、不燃材料の壁、天井。

3 仮使用部分は、次の表の左欄のものが右欄に適合していること。

防火区画	令第112条
廊下、避難階段、出入口、排煙設備、非常用の照明装置及び非常用の進入口	令第5章第2節から第5節まで
特殊建築物等の内装	令第5章の2
非常用の昇降機	令第129条の13の3
消防用設備等	消防法第17条

4 物品販売業を営む店舗の用途に供する建築物にあつては、各階における直通階段の幅員の合計が、その直上階以上の階のうち仮使用部分の床面積が最大の階における床面積100㎡につき30cmの割合で計算した数値以上確保されていること。

5 仮使用部分の使用者の動線は、工事用資材等の搬出入及び工事関係者の動線と明確に区分し、互いに重複(敷地内の部分を含む。)することがないこと。

6 仮使用を行う区域に建設資材等の落下等による事故が生ずる恐れがないこと。

7 市長が安全上、防火上及び避難上必要と認める措置が講じられていること。

8 仮使用の認定期間は、3年以内で市長が必要と認める期間内であること。

(既存の仮使用部分における技術基準)

第4 本基準が適用される既存の建築物の部分は、工事計画に応じた避難施設等に係る代替措置、工事に使用する火気、資材等の管理の方法、防火管理の体制等が適切に行われること。

2 仮使用部分とその他の部分とは、建築物の構造、用途又は工事内容に応じて、防火上有効に区画されていること。防火上有効な区画とは、建築物の種別ごとに、以下の基準による。また、用途、工事内容によっては、耐火構造とした床、壁での区画を要する。

① 耐火建築物にあつては、準耐火構造とした壁、床。

② 法第2条第9号の3イに規定される準耐火建築物にあつては、間柱及び下地を木材又は鉄材で造り、かつ、その両側に厚さ9.5ミリメートル以上のせっこうボードを張った壁及び防火構造の軒裏と同等の天井。

③ 令第109条の3第1号に規定される準耐火建築物にあつては、準耐火構造とした壁、床。

④ 令第109条の3第2号に規定される準耐火建築物にあつては、間柱及び下地を木材又は鉄材で造り、かつ、その両側に厚さ9.5ミリメートル以上のせっこうボードを張った壁及び不燃材料の天井。

⑤ その他の建築物にあつては、不燃材料の壁、天井。

3 工事施工部分に面する換気、暖房、冷房及び排煙設備の風道の吹出口等が、不燃材料で塞がれていること。

4 仮使用部分は、次の表の左欄のものが右欄の規定に適合していること。

防火区画	令第112条第10項及び第18項(第10項に係る部分に限る。)
廊下、避難階段及び出入口	令第120条、第121条及び第125条
排煙設備	令第126条の2及び第126条の3
非常用の照明装置	令第126条の4及び第126条の5
非常用の進入口	令第126条の6及び第126条の7
特殊建築物等の内装	令第5章の2
消防用設備等	消防法第17条

5 屋外階段等の避難施設は、仮使用部分の形態、使用状況に応じて適切に配置されていること。

6 仮使用部分の使用者の動線は、工事用資材等の搬出入及び工事関係者の動線と明確に区分し、互いに重複(敷地内の部分を含む。)することがないこと。

7 市長が安全上、防火上及び避難上必要と認める措置が講じられていること。

8 仮使用の認定期間は、3年以内で市長が必要と認める期間内であること。

(仮使用の認定申請)

第5 建築基準法第7条の6第1項第1号に規定する特定行政庁の仮使用の認定申請は、建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第4条の16第1項に定めるものの他に以下に掲げる図書等を添付しなければならない。

(1) 次の各号に掲げる図書(A-3以上)

- i 案内図
 - ii 配置図(仮使用通路と工事用通路の区分、仮囲いの位置等を明示)
 - iii 平面図(仮使用部分と工事部分の区分、区画位置及び方法、非常用の照明装置等を明示)
 - iv 立面図(仮使用部分と工事部分の区分を明示)
 - v 詳細図(仮囲い、仮設通路等)
- (2) 次の各号に掲げる書面
- i 委任状
 - ii 安全計画書(別記様式)
 - iii 工程表(本工事の工程表に仮使用期間を明示)
- (3) その他市長が必要と認める図面又は書面
(雑則)

第6 この基準は、法第 87 条の4又は法第 88 条第 2 項において準用する。

2 法第 18 条第 24 項第 1 号において第1から第4の基準を準用する。なお、この場合の特定行政庁の仮使用の認定申請は、建築基準法施行規則(昭和 25 年建設省令第 40 号)第 8 条の 2 第 20 項において準用される第 4 条の 16 第 1 項に定めるものの他に第5(1)から(3)に掲げる図書を添付しなければならない。

2 市長が安全上、防火上及び避難上支障がないと認められる場合は、この基準によらないことができる。

(附 則)

施行期日

この基準は、平成 18 年(2006 年)7月 1 日から施行する。

(附 則)

施行期日

この基準は、平成 18 年(2006 年)12 月 1 日から施行する。

(附 則)

施行期日

この基準は、平成 19 年(2007 年)6 月 20 日から施行する。

(附 則)

施行期日

この基準は、平成27年(2015年)6月1日から施行する。

(附 則)

施行期日

この基準は、令和元年(2019年)6月25日から施行する。

別記様式

安 全 計 画 書					Ⅲ. 基本的な施工計画	
Ⅰ. 工事計画概要					1. 工事施工手順の概要 (概念図)	
1. 工事名称						
2. 工事場所						
3. 工事種別						
4. 建物概要	イ. 用 途		ロ. 構 造			
	ハ. 高 さ	軒の高さ	最高の高さ			
	ニ. 階 数	地上	階 地下	階 塔屋	階	
	ホ. 建築面積	m ²	ヘ. 延べ面積	m ²		
5. 昇降機・建築 設備又は工作 物の概要					2. 工事区画の 位置及び構造	別添図面に (工事区画の位置は朱線で) 表示
Ⅱ. 仮使用認定申請部分					3. 工事工程	
1. 仮使用部分	別添図面に黄緑色で表示				別添工事工程表に表示	
2. 用 途		3. 申請面積	概ね	m ²	4. 工事用資材等の搬出入及びその管理方法	
(注意)						

IV. 工事により機能の確保に支障が生じる避難施設等、その他の安全施設等及びその代替措置等					
	種 類	箇 所	工事期間及び時間	代替措置の概要	管理の方法
1. 避 難 施 設 等	イ. 廊下その他の通路 ロ. 直通階段等 ハ. 地下道等 ニ. スプリンクラー設備等 ホ. 排煙設備 ヘ. 非常用の照明装置 ト. 非常用の昇降機 チ. 防火区画				
2. そ の 他 の 安 全 施 設 等	イ. 消防用設備等 (1に含まれるものを除く。) ロ. 非常用の進入口 ハ. その他				

V. 出火危険防止（火災発生のおそれのあるものに限る。）			
	種 類	集積又は設置方法	管理の方法
1 ・ 火 気 使 用			
2 ・ 危 険 物 等	イ. 危険物		
	ロ. 可燃性工事用資材		
3 ・ 機 械 器 具			

VI. 防火管理体制	1. 火災予防対策	イ. 工事部分の対策及び組織		2. 災害発生時の対策及び自衛消防組織	
		ロ. 使用部分の対策及び組織			
		3. 使用部分と工事部分の相互の連絡体制			
		4. 教育・訓練の実施状況			

(注意)

- ① I.工事計画概要 5.昇降機・建築設備又は工作物の概要欄に関しては、避難施設等に係る工事がある場合にその内容を記載してください。
- ② II.仮使用認定申請部分 1.仮使用部分欄に関しては、別図を添えてこれに緑色で表示するが、図面は申請図書として必要なものを利用して結構です。
- ③ II.仮使用認定申請部分 2.用途欄に関してはとくに仮使用部分について明記してください。
- ④ II.仮使用認定申請部分 3.申請面積欄は概数で記載してください。
- ⑤ III.基本的な施工計画 1.工事施工手順の概要欄は建物の全体形状を示す簡単な平面図・断面図等を用いて、どの部分で工事が行われ、どの部分を使用するかをなるべくわかりやすく表現してください。詳しくは申請図書や工程表に記すことになるので、ここでは工事の全容を概念的に示すもので結構です。
- ⑥ III.基本的な施工計画 2.工事区画の位置及び構造欄に関しては添付図面に指定の色で表示するが、規模が大きい場合や複雑な工事の場合では区画壁の種類が複数になったりすることが予想されるため、その種別やディテールを分かりやすく表記してください。
- ⑦ III.基本的な施工計画 4.工事事用資材等の搬出入及びその管理方法欄に関して、工事事用資材等の搬入経路は添付する図面に矢印で表示し、同時に居住者動線、工事者出入口、資材搬出入経路が充分安全に区画されていることを表現してください。
- ⑧ IV.工事により機能の確保に支障が生じる避難施設等、その他の安全施設等及びその代替措置等 箇所欄は、支障の生じる階と支障の内容等も記入してください。
- ⑨ IV.工事により機能の確保に支障が生じる避難施設等、その他の安全施設等及びその代替措置等 工事期間及び時間欄は、支障の実際に生じている期間を記入してください。
- ⑩ IV.工事により機能の確保に支障が生じる避難施設等、その他の安全施設等及びその代替措置等 代替措置の概要欄は、必要に応じて別図（III.基本的な施工計画で使用する別図を利用してよい）に表現し、ここでは文章でその内容を説明してください。
- ⑪ IV.工事により機能の確保に支障が生じる避難施設等、その他の安全施設等及びその代替措置等 管理の方法では、危険を伴う作業等の安全管理方法を記入してください。
- ⑫ V.出火危険防止 1.火気使用欄は、主として裸火等を使用する機器について記載してください。
- ⑬ V.出火危険防止 2.危険物等欄は、消防法で定められている危険物の他に、可燃性工事事用資材についても記載してください。
- ⑭ V.出火危険防止 3.機械器具欄は、1.火気使用欄に記載する機器以外のその他の機器で出火危険のおそれのあるものについて記載してください。